

(福祉まるごと相談支援員用)

勤務条件通知書

1 任 期	<ul style="list-style-type: none">・令和6年6月1日から令和7年3月31日まで (採用から1月間は条件付採用期間とする。ただし、勤務日数が15日に満たないときは、勤務日数が15日に達するまで期間を延長する。)・同一の職務内容の職が設置された場合の再度の任用予定 (<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無) <p>※ 再度の任用は、任期満了時の業務量や業務の進捗状況、予算の有無、勤務成績、態度、職務遂行能力により判断する。</p>
2 勤務場所	桜区役所健康福祉部福祉課
3 職務内容	<p>(1) 自立相談支援事業等に従事する相談支援員として行う次に掲げる業務</p> <p>ア 支援対象者に係る次に掲げる相談の受付</p> <ul style="list-style-type: none">(ア) 本人の来所又は電話による相談の受付(イ) 関係部署又は関係機関からの紹介による相談の受付(ウ) 本人の元への訪問による相談の受付 <p>イ 相談内容に応じた必要な支援のコーディネート(他制度の情報提供、他機関へのつなぎ等)</p> <p>ウ 自立相談支援事業に係る継続的な支援が必要な支援対象者への対応</p> <ul style="list-style-type: none">(ア) 利用申込の受付(イ) 支援対象者のアセスメント(本人が置かれている状況及び環境並びに生活困窮に陥った背景及び要因を分析し、その中で対応すべき課題を適切に捉えて解決の方法を見定めることをいう。以下同じ。)(ウ) アセスメントの結果に基づいたプラン(本人が目指す目標、目標実現のために本人が取り組むこと、支援内容等について、支援計画としてまとめたものをいう。以下同じ。)の作成(エ) 支援調整会議(関係機関が参加し、プランの適切性の協議等を行う会議をいう。)への参加(オ) モニタリング(プランを作成した支援対象者の状態及び当該支援対象者に対する支援の提供状況を定期的又は随時に確認することをいう。)(カ) プランの評価及び再プランの作成 <p>エ 支援会議(関係機関が参加し、支援対象者に係る情報共有等を行う会議をいう。)への参加</p> <p>オ 支援対象者のために行う次に掲げるサービスの提供</p>

	<p>(ア) 来所若しくは訪問又は電話による本人の課題解決に向けた相談及び支援</p> <p>(イ) 支援対象者に対して行われる様々な支援機関・支援者による支援の調整</p> <p>(ウ) 必要なサービスを適切に受けることができるようにするための関係機関への同行又は制度利用手続の支援</p> <p>カ アからオまでの業務に係る書類の作成及び管理</p> <p>(2) 法第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金の支給に関する次に掲げる業務</p> <p>ア 面接及び相談</p> <p>イ 申請の受付並びに関係書類の受理及び交付</p> <p>ウ 申請に係る関係機関との連絡調整</p> <p>エ 支給決定に関する審査</p> <p>オ 受給者と定期的に面接を行い、就職活動に関する報告を受けること。</p> <p>カ アからオまでの業務に係る書類の作成及び管理</p> <p>(3) その他所属長の指示する業務</p>
4 勤務日	<p>・週4日（月曜日から金曜日までの範囲内で、所属長が定める）</p> <p>※祝日の場合は、勤務を要しない。</p>
5 勤務時間、休憩時間、所定時間外労働の有無	<p>・午前9時から午後5時まで</p> <p>・休憩時間60分</p> <p>・所定時間外労働の有無（有・<input checked="" type="radio"/>無）</p>
6 勤務を要しない日	<p>・毎週土・日曜日、国民の祝日、1月2日、1月3日、12月29日から31日まで</p> <p>・所属長が別途指示する日（月曜日から金曜日までの範囲内で週1日）</p>
7 休暇	<p>・年次有給休暇 7日</p> <p>・その他の休暇 有給（出産休暇、結婚休暇、忌引休暇等） 無給（病気休暇、介護休暇等）</p>
8 報酬	<p>・時給 1,310円（地域手当に相当する報酬を含む。）</p> <p>・再度任用時は職務経験を考慮し、一定金額を加算</p> <p>・費用弁償（通勤手当相当分）あり</p> <p>・期末手当、勤勉手当支給あり</p> <p>・退職手当支給なし</p>
9 募集期間	<p>・令和6年4月22日（月）から5月7日（火）まで</p>
10 受験資格	<p>・次の(1)、(2)の全ての要件を満たす人</p> <p>(1) 次のいずれにも該当しない人</p> <p>ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人</p>

	<p>イ さいたま市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人</p> <p>ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</p> <p>(2) 次のいずれかの資格・要件に該当する人</p> <p>ア 社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、相談支援専門員、保健師、看護師等の資格を有する者又は採用日までに取得見込みの人</p> <p>イ 福祉分野における相談援助の実務経験を有する人</p>
<p>11 退職に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・任期が満了した場合は、当然に退職する。 ・自己都合退職の手続 (退職する日の1月前までに所属長に届け出ること。) ・免職の事由 次の事由に該当する場合は、免職とすることができる。 1 心身の故障のため、職務の遂行に支障があると認められる場合 2 勤務状態が不良である場合又は職員としてふさわしくない行為があった場合 ・定年制(無)
<p>12 その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険の加入 <input checked="" type="radio"/>有・無 (厚生年金 健康保険) ・雇用保険の適用 <input checked="" type="radio"/>有・無 ・災害補償 <input checked="" type="radio"/>有・無 (労災・<u>条例適用</u>) ・その他の事項は、本市の条例、規則等に定めるところによる。

<問合せ先>

さいたま市桜区役所健康福祉部福祉課管理係

担 当：寒澤

電 話：048-856-6163

F A X：048-856-6272